

## 安龍福英雄伝説の形成・ノート

池内 敏

—

現代韓国における安龍福が「独島<sup>1)</sup>を護った英雄」として扱われることは、韓国国史教科書の記述で例示されることが多い。たとえば、「十七世紀末、朝鮮と日本の漁民のあいだで独島で紛争が生じるや、安龍福は二度にわたって日本へ行き、鬱陵島と独島が朝鮮領であることを確認した」(金ハンジョンほか編『高等学校韓国近現代史』、金星出版社、二〇〇四年)とか「:朝鮮肅宗のときには東萊に住んでいた漁民安龍福がここ(鬱陵島―引用者注)に往来する日本漁民を放逐し、日本まで行き、独島がわが国の領土であることを確認させたこともあった」(大韓民国国史編纂委員会編『中学校国史』、教育人的資源部、二〇〇四年)などとする記述である。

竹島／独島領有権をめぐり一九五三年九月九日付で示された韓国政府見解には「一六九六年安龍福を含む韓国人一行が鬱陵島と独島に渡り、日本の船舶がこれら二島に近づかないように厳重に警告し、これら二島が韓国に属していることを宣言した」とする

部分がある。右の韓国政府見解は、竹島／独島の領有権をめぐる日韓両国政府間における見解往復の口火を切るものであり、そのなかで安龍福は竹島／独島を韓国領として主張した史上最初の朝鮮人として位置づけられた。

さて、まず安龍福事件の概要について述べておく「池内敏二〇〇六A、〇七、〇八」。

元禄六年(一六九三)四月、竹島(鬱陵島)に到った鳥取藩領米子町人大谷・村川の船は朝鮮人漁民と遭遇し、日本語の通じる者を含む二人の朝鮮人(安龍福と朴於屯)を船に乗せて連れ帰った。それは前年(元禄五年)に続く朝鮮人漁民との競合であり、竹島(鬱陵島)を自分たちの権益の場と考えていた米子町人たちからすれば、こうした競合状態を放置できなかつたから(藩や幕府に)善処を求めるため人質として連行したものであった。

安龍福らは米子から鳥取城下へ連行され、のち陸路を長崎まで送致され、さらに対馬府中を経由して釜山倭館へ送り届けられている。

米子町人等の訴えを受けた鳥取藩は江戸幕府に対して「朝鮮人

—

の竹島(鬱陵島)「渡海禁止」を要請し、幕府は対馬藩に対して同趣旨での日朝交渉を指示した。対馬藩はこれを受けて、安龍福の送還を契機に、釜山での日朝交渉に入った(元禄竹島一件)。一方、安龍福は、送還途中の長崎や対馬府中における取調べに際し、鳥取藩領や鳥取・長崎間の送還に際して厚遇を受けたと述べている。また、釜山では、朝鮮政府中央から接慰官として派遣された承旨兪集一による事情聴取が元禄七年八月・九月中になされたと思われ、安龍福は「伯耆州(鳥取藩)で与えられた銀貨と文書を対馬藩でことごとく奪い去られてしまった」と述べている。

元禄竹島一件交渉は紆余曲折をたどった末に、元禄九年正月二十八日、江戸幕府が「日本人の竹島(鬱陵島)「渡海禁止」(元禄竹島渡海禁令)を命じることとなった。この竹島渡海禁止令は全国家法令として周知されたものではなく、幕府中央と対馬藩・鳥取藩だけに知らされた個別法令であった。しかも、対馬藩が朝鮮側に知らせたのは同年十月半ば、対馬府中においてであったから、朝鮮政府中央がこの法令を知るのは翌年(元禄十年)一月末のことであった。また、鳥取藩国元がこの法令を知らされるのは元禄九年八月一日のことである。

こうして江戸幕府によって元禄竹島渡海禁令が出されたものの、それがまだ朝鮮政府中央に知らされていない元禄九年五月、安龍福を含む十一人の朝鮮人が隠岐国島前に着岸した。安龍福らはその後鳥取藩領へ赴き、同年八月六日に鳥取藩領賀露港から直

接帰国の途につき、同二九日、江原道襄陽で江原監司によって捕縛された。安龍福は朝鮮官憲の事情聴取に際して様々に述べるが、そのなかには以下のような供述が含まれていた。

鬱陵島へ渡航したところ日本船が多数来泊していたので、「鬱陵島はもともと朝鮮領なのに、どうして日本人が越境してこの地を侵すのか」と一喝した。日本人が「われわれはもともと松島に住んでおり、たまたま漁のために出てきたまでだ」と弁明したので、「松島もまたわが国の土地だ」と述べ、逃げる日本人を追跡して隠岐島に到った、と。

この供述に見える松島が現在の竹島/独島と一致するとして、右の安龍福発言が「独島を護った英雄」の根拠とされる一方で、この供述の信憑性そのものが議論となった。この供述をそのまま歴史的事実が反映されたものとみる立場からは安龍福は「独島を護った英雄」となり、供述には歴史の根拠がないとみる立場からは安龍福は「虚言癖の男」となったのである。その後、供述内容を直接的に裏付ける歴史的事実には乏しいものの、それは安龍福の錯覚に基づくものであって、間接的には裏付けとなる史実が存在するとして、やはり安龍福を「独島を護った英雄」として良いのだ、とする理解<sup>3)</sup>も現れてきている。

一方、安龍福が「独島を護った英雄」とされる歴史的経緯についての研究は多くない。わずかに下條正男が、安龍福に言及した十八世紀の朝鮮史書をもって英雄扱いが始まったと述べる「下條

正男二〇〇四」。しかしながら、下條正男の挙げた朝鮮史書類は、その内容を一瞥しただけでも「独島を護った英雄」が登場しないことは明らかだから、下條の主張に従うわけにはいかない。

したがって、本稿は、以下の三つの論点について明らかにしようと思う。そもそも安龍福とは何者なのか(論点A)。また元禄九年に日本へ渡航した目的は何だったのか(論点B)。同時代と後世のそれぞれにあつては、安龍福は如何に評価され、どのようなにして英雄として扱われるに到ったか(論点C)。

## 二

### (1) 安龍福とは何者か

論点AとBは互いに密接な関係をもつから、まず論点Aの検討を行いながら、論点Bにも言及することとしたい。

安龍福とは何者なのか(論点A)については、韓国国史教科書に「東萊に住んでいた漁民」とする記述を得られるほかに、以下のような説明がなされる。「東萊府の人で水営船軍に軍籍を置いた至極微賤な一個の卒伍」「李允宰」、「東萊人として槽軍に隸した」(崔南善)連載記事の⑦、一九五三年八月十六日付)、「東萊出身の槽軍」「宋炳基二〇〇六」、「東萊出身の船乗り」「申鏞廈二〇〇六」。それぞれに微妙な差異を含みながらも「東萊の槽軍」なる理解を核にしていることが明らかである。

こうした説明の初見は、十八世紀の李漢「鬱陵島」(同「星湖僊説」所収)に見える「安龍福者。東萊府戦舡槽軍也。」である。その後、一七四四年の「春官志」所収の「鬱陵島争界」にも「安龍福者東萊人也、隸戦舡槽軍」とあり、一七七〇年成立の申景濬『東国文献備考』では「東萊安龍福隸能槽軍」とする。『東国文献備考』とほぼ同時期に成立したと思われる元重拳「安龍福伝」では「安龍福者東萊漁戸子也、長隸戦舡能槽軍」(同「和国志」所収)とし、十九世紀前半に成立した李圭景『五洲衍文長箋散稿』中にも「東萊戦船槽軍安龍福」と見える。

元禄六年・九年の官憲による事情聴取記録にはそうした記述は一切現れず、「東萊人安龍福」(肅宗実録、肅宗二十二年(一六九六)八月二十九日条)とするまでである。したがって、安龍福を「槽軍」とする根拠は十八世紀の李漢「鬱陵島」に、「漁民」とする根拠は十八世紀後半の元重拳「安龍福伝」に求めざるを得ない。いずれも二次資料であるから、資料の言うままに「槽軍」「漁民」と述べることは慎重でなければならず、「槽軍」「漁民」と結論づけるためには、さらにいくつかの論証を経なければなるまい。

ところで下條正男は、「朝鮮時代の文献では安龍福を「槽軍」としている」こととともに、元禄六年の安龍福が所持していた号牌(戸牌)<sup>4</sup>の記述にもよりながら、安龍福を「軍兵」だったと結論づけている。

号牌(戸牌)は、朝鮮王朝期、十六歳以上の男子が身に帯びる

べき身分証であるから、当事者が身に帯びていた身分証の記載内容は、『星湖僿説』『和国志』など後年になって編纂された二次資料における記載に優先されるべきであろう。現在伝わる安龍福の号牌(戸牌)としては、元禄六年の号牌(戸牌)の文面が岡嶋正義『竹島考』(一八二八年)のなかに記され、元禄九年の号牌(戸牌)の記載事項が隠岐・村上助九郎家文書「朝鮮舟着岸一卷之覚書」のなかに部分的に記されている。また、元禄六年に安龍福とともに鳥取藩領へ連行された朴於屯の戸牌が『竹島考』に収録されている。これら号牌(戸牌)の文面も、いずれも写として伝来するものだから二次資料ではある。また部分的に明らかな誤写と思われるものを含むが、一次史料がそのままに記録されている史料として重要であり、『星湖僿説』『和国志』の記事よりもはるかに資料的価値は勝っている。

さて、『竹島考』に記録された元禄六年の戸牌文面は以下の通りである。

〔史料一A〕

アンピンシヤ腰牌ノ表面  
モカハイヘメン

東 私奴用卜年三十三長四

尺一寸面鉄髻暫生疤無

萊 主京居呉忠秋

庚 同裏面  
リメン  
釜山佐自川一里  
午 第十四統三戸

〔史料一B〕

トラへ腰牌之表面

庚 青良目島里

第十二統

午 五家

同裏面

蔚 辛丑

朴於屯

山 塩干

史料原文は、「二人ノ朝鮮人、股引ノ紐ニ小キ牌ヲ結付居ケル故、コレハ何ナルモノゾト尋ケレバ、アンピンシヤ答ケルハ、吾邦ニテ此牌無者ハ世間ノ交リ相成リ難シ、依之銀四拾目ツ、ノ運上ヲ出シテ是ヲ受ルコト也ト語りケルトゾ」なる文章に続けて、順に安龍福「史料一A」と朴於屯「史料一B」の号牌(戸牌)文面が記録される。そして両史料文に続けて岡嶋正義は「今按ニ、此牌面ノ文字、恐クハ伝写ノ謬アラン、後日識者ニ可糺ス」と付

記する。原文には確かに読みづらい文字がいくつか見られるから、右の岡嶋による付記に留意しながら史料文の解説を行う必要がある。ここでは「宋炳基二〇〇六」における釈読<sup>53</sup>をもとに、いくつかの字句については訂正を行いながら、「史料一A・B」について検討してみよう。

安龍福の号牌(戸牌)「史料一A」は、表面の上部に横書きで「東萊」と記され、これは出身地である。私奴は身分を指し、名を用トという。用朴はヨンボクという朝鮮語の音が龍福<sup>ヨシボク</sup>と通じている。年は三十三で、身長は四尺一寸、「面鉄髻暫生疤無」は、顔の特徴を記した部分で、顔は青黒く(「面鉄」)、髻(ほおひげ)がほそそと生え(「髻暫生」)、疤(ただれやできものの跡)は見られない(「疤無」)、という。主(私奴の所有者)は京(漢城/ソウル)に住む呉忠秋なる人物である。

これらの記載のうち、四尺一寸とする身長は、「現行尺制で置き換えると二三センチほどにしかならず、あまりに小さすぎるから、恐らく転写過程で錯誤があったものでもあろう」「宋炳基二〇〇六」。同様に、「年三十三」も転写過程の錯誤と考えるのが妥当である。というのも、元禄九年に所持していた号牌(戸牌)によれば、安龍福の生年は「甲午」年といい、これは一六五四年に相当する。一方、号牌(戸牌)にはその作成時における年齢が記されるが、「史料一A」裏面の記載にみえる作成年は庚午年すなわち一六九〇年である。一六九〇年の安龍福は三十七歳にあた

るから、「年三十三」は「年三十七」の錯誤と考えるのが妥当である。恐らくは暗い色をした小さな木片(長さ七センチほど、幅二センチほど)に印刻された小さな数字であれば、「三」と「七」の見間違いはありうることである。

ところで、『竹島考』には、元禄六年(一六九三)における安龍福と朴於屯に対する事情聴取のなかで、安龍福が年齢を三十四歳と述べたと記録されている。一方、元禄九年の号牌(戸牌)にしたがえば安龍福は一六五四年生だから、元禄六年には四十歳である。この年齢差は、朝鮮語と日本語のあいだにおける翻訳過程で生じた言い間違い/聞き取り違いといった錯誤の範囲内で十分に説明がつく。後述するように安龍福が日本語に堪能であったのは事実とはいえ、隠岐や鳥取でなされた事情聴取に専門の通訳が介在したわけではなく、朝鮮語を母語とする者が日本語で応じた事情聴取に過ぎないからである。

一方、「史料一A」裏面に記されたのは、この号牌(戸牌)の作成年(庚午/一六九〇)と、号牌(戸牌)に登録された安龍福の居住地「釜山佐自川一里第十四統三戸」である。この住所については、「安龍福の住所であった釜山東区佐自川の近くには倭館があり、佐川洞からさほど離れていないところは慶尚左水營があった」「宋炳基二〇〇六」とか、「釜山の「佐自川一里」帯には、釜山僉使營や水軍萬戸營などの軍事施設が置かれていた」「下條正男二〇〇四」などと指摘される。そうした住所の地理的位置

が、先述の李瀼による記述「安龍福者。東萊府戰舡櫓軍也」と重ね合わせられ、安龍福は「櫓軍」であった「宋炳基二〇〇六」とか、「彼は水軍萬戸營に所屬していたことが分かる」「下條正男二〇〇四」などと説明される。

さて、「佐自川一里」とは、宋炳基や下條正男の指摘するような特徴を有する地域であったろうか。まず、朝鮮王朝期の邑誌と地図で「佐自川一里」の位置を確認しておきたい。

〔史料二〕

東平面〔割注〕「東接南村、西接沙川、南接大海、北接西面」

古代里〔割注〕「距官門十五里」、釜峴里〔割注〕「距官門十六里」、

甘勿里〔割注〕「距官門十七里」、堂里〔割注〕「距官門十八里」、瓦

要里〔割注〕「距官門二十里」、伽耶里〔割注〕「上同」、釜山城内里

〔割注〕「距官門二十里」、凡川里〔割注〕「上同」、凡川二里〔割注〕「上

同」、佐自川一里〔割注〕「距官門二十一里」、佐自川二里〔割注〕「上

同」、豆毛浦里〔割注〕「距官門十二里」、海汀里〔割注〕「上同」

邑誌には各里と官門との距離が記されるが、これは東萊府の城門①からの距離である。「史料二」に見える里名で図中にも確認できるのは、古代里②、釜峴里③、堂里④、伽耶里⑤である。またこの図では豆毛鎮と記されているのは、豆毛浦里⑥に相当するとみて差し支えあるまい。邑誌における記載順序、東萊府城門から

の距離、および里名の由来である佐自川の位置と併せ考えると、図中では、佐自川周辺の甲あたりが「佐自川一里」にあたる。図からすれば、たしかに釜山鎮や豆毛鎮にはほど近い。しかし左水營は図中乙にあり、かなりの遠距離にあたるから、このことに関わりを住所から説くには無理がある。つまり住所の方から安龍福を軍兵だと結論づけるのは困難だということである。

ところで、下條正男は、元禄六年の安龍福が所持していたのは号牌（戸牌）ではなく「軍兵らが所持する腰牌」であったと述べる。したがって当然に安龍福は軍兵だということになる。

さて、安龍福の所持したものが号牌（戸牌）でなく「軍兵らが所持する腰牌」であったとする下條正男の根拠は何だろうか。それは「表面に「長四尺鉄髭髻暫生疵疵無」と記されているところからも分かる。腰牌には、軍兵の身体的特徴が刻まれることになっているからだ」とする点に求められている。

イ・ジュングによれば、号牌（戸牌）は仁祖四年（一六二六）と肅宗三年（一六七七）の「号牌事目」に則って作成された。仁祖四年の「号牌事目」によれば、号牌の材料は身分・職役ごとに異なり、牙牌、角牌、黄楊木牌、木牌（大・小）が用いられ、牌面には、役名、容貌、年齢、疤記、居住、身長が記載されることとなっていたという。これにしたがえば、身体的特徴が刻まれたのは、何も「軍兵らが所持する腰牌」に限られたものではなかったことが分かる。記載事項の特徴から腰牌であると断じることが



できないのである。

下條正男は「腰牌」を「号牌（戸牌）」とを区別するが、『竹島考』は安龍福のものも朴於屯のものも「腰牌」と記す。この点について下條は、朴於屯のものを「号牌（身分証）」とし、『竹島考』は、朴於屯の場合も腰牌と伝えているが、安龍福とは記載の様式に違いがある」と述べる。その違いは、安龍福の「腰牌」には姓がなく、朴於屯の「号牌（身分証）」には姓があるところであり、安龍福が私奴であったのに対し、朴於屯が良民であったと指摘する。そして「朝鮮時代、良民以上の男子は十六歳以上になると、身分の証として号牌の携帯が義務づけられていた」と述べる。だから、朴於屯のものは号牌（戸牌）なのであって、安龍福の所持して

いた腰牌とは別物なのだとでも言いたいのだろう。

イ・ジュングは、号牌(戸牌)の記載事項変化に関する以下のような重要な指摘を行っている。それは、仁祖四年「号牌事目」では、良民や公私賤の別を問わずすべての身分について、身長・容貌・疤記を記載するようにしていたものが、肅宗三年「号牌事目」では、常賤以下の者のみが身長・容貌・疤記を記載するように変化したという指摘である。

「史料一A・B」は、いずれも元祿六年(一六九三)のものだから、肅宗三年(一六七七)「号牌事目」に則って作成されたものである。安龍福のもの「史料一A」に身長・容貌・疤記が記載され、朴於屯のもの「史料一B」にそれが無いのは、両者の身分差による。安龍福は姓をもたない私奴であり、朴於屯は良民だからである。<sup>(9)</sup>「史料一A」と「史料一B」の違いは、「軍兵らが所持する腰牌」と「良民の所持する号牌」との違いではなかった。両者はいずれも号牌(戸牌)なのである。したがって、安龍福が所持していたのは「軍兵らが所持する腰牌」だったから安龍福は軍兵だ、とする主張は成り立たない。

## (2) 安龍福の日本語能力

安龍福が日本語を話せたことは、朝鮮側・日本側双方の文献史料で確認できる。朝鮮側文献での初見は李瀾『星湖僊説』に見える「出入倭館、善倭語」であり、ほかに「自幼善倭語」(『春官

志』)、「善倭語」(『東国文献備考』)、「識解文字習倭語」(『和国志』)などという。日本側文献では、元祿六年・九年の両事件を通じて安龍福を「つうじ(通詞)」とする表現がたびたび見えるだけでなく、元祿九年、隠岐島後でなされた庄屋与次右衛門との対話記録は安龍福の高い日本語能力を彷彿とさせるものである(『池内敏二〇〇七』)。

そうした日本語能力が、いつ、どのようにして修得されたものかについては、直接的な説明は何もない。関連する記述に「出入倭館」(『星湖僊説』)、「自幼善倭語」(『春官志』)があるが、いずれも後世の記述であり、安龍福の居住地が東萊であったことから推測にもとづいているだろう。

本稿での記述もそうした推測の域を出ないものの、まずは元祿六年の号牌(戸牌)の記載に着目したい。先述のように元祿六年の号牌(戸牌)によれば、安龍福の住所は「佐自川一里」であった。朝鮮王朝期の邑誌「史料二」と地図「図」のいずれにも明らかのように、「佐自川一里」は「豆毛浦」に隣接した地域である。この豆毛浦には、一六七〇年代まで倭館(古倭館)があった。古倭館は一六六七年と七一年の大火災を直接的な契機として場所を移ることとなり、新倭館(草梁倭館)の建設は一六七五年に着工され、七八年に完成した。したがって、一六五四年生の安龍福からすれば、その十代・二十代における倭館とは、居住地と接するところの古倭館(豆毛浦倭館)のことであった。

倭館では、常時居住した五〇〇人ほどの日本人の生活を、食料品（米、野菜、鮮魚、果物）や酒・木工芸品・雑貨などを朝鮮人商人から入手することで賄った。倭館近くの館外に朝鮮人商人の集まる朝市が開かれ、そこで食料品その他の品々が取引された。金東哲によれば、古倭館（豆毛浦倭館）に朝市が開かれたのは佐自川の東の川辺だったという。また倭館が草梁に移転したのちも、倭館外で開かれた朝市に品物を供給したのは「釜山豆毛浦、大峙、沙道、堂洞」の人たちだった〔金東哲〕。

したがって、十代・二十代のころの安龍福は、居住地近辺で繰り広げられた朝市における日本人との商取引を目の当たりにしていたであろうし、恐らくは自らそうした商行為に参加していただろう。佐自川東辺で培った商取引の経験と人的つながりは、倭館が草梁移転のちも草梁倭館そばで開かれた朝市へ引き続くこととなった。

一六九〇年に作成された安龍福の号牌（戸牌）では、安龍福は私奴として登録され、公式には姓をもたない身分であった。しかしそのとき彼は既に「安」龍福と名乗る人物でもあったから、号牌（戸牌）の記載を一々確認しない限りは良民たる外貌をままとっていた。

元禄九年の号牌（戸牌）の裏面には「住東萊」の文字とともに、何らかの印が彫り込まれていたという。それは号牌（戸牌）の形式と照らせば、発給した地方官庁の印影以外には考えられないか

ら、正式な号牌（戸牌）である。その表面には「通政大夫」「安龍福」「甲午生」といった文字が並んでいた（隠岐・村上助九郎文書「朝鮮舟着岸一件之覚書」、〔池内敏二〇〇七〕。「通政大夫」は朝鮮王朝の正三品堂上官の官階だが、号牌（戸牌）に刻まれた文字は詐称ではない。十七世紀末段階にあつては、既に朝鮮民衆のあいだにごく普通に見られる身分称号であった。それは必ずしも買官行為を伴う必要もなかったようだが、しかし「通政大夫」を自称するに足る政治的ないしは経済的裏づけがあったと見るのが自然であろう。いま安龍福にそうした経済的裏づけを想定しようとするれば、古倭館・新倭館を通じての商取引に基づく資本蓄積と、それらを元手として一攫千金を狙う鬱陵島渡航、というのがひとつの帰結となる。

### （3）「国主」「殿」の存在

鬱陵島は十五世紀以来、朝鮮王朝政府によって空島政策が進められ、朝鮮人の渡航も厳禁された島であった。それが、元禄五年（一六九二）を嚆矢として朝鮮人の出漁が認められるようになり、鳥取藩領米子町人大谷・村川の船は連年で競合を重ねるようになって漁獲を挙げられなくなった。本来朝鮮人たちにとつても渡航禁止の島であった鬱陵島に、彼らはどのようにして渡航していただろうか。

## 〔史料三〕

A：此嶋より北ニ当リ嶋有之、三年ニ一度宛国主之用にて炮取  
ニ参候：

B 一我々彼嶋ニ罷渡候儀、別而忍ひ申儀曾而無御座候、去年も  
ウルサン之者廿人程罷渡候、尤公儀より之差図と申儀も無之候、  
自分之持ニ罷渡候、

〔竹島記事〕元禄六年九月四日、蔚山の者への事情聴取)

C 一伯州用事仕廻、竹嶋江戻り、十式艘之舟ニ荷物ヲ積セ改仕、  
六、七月之頃帰国仕り、殿江も運上ヲ上ケ申筈之由申候、

(隠岐・村上助九郎文書「朝鮮舟着岸一件之覚書」)

右の史料Aは、元禄五年(一六九二)に竹島(鬱陵島)で初めて競合したときのもので、大谷・村川船の側が竹島(鬱陵島)にやつて来た理由を問うたのに対する朝鮮人漁民の返答である。またBは、元禄六年、安龍福と朴於屯を鳥取藩領へ連行したのち、鬱陵島から直接逃げ帰った蔚山漁民たちに事情聴取をした際のものである。さらにCは、元禄九年に安龍福らが隠岐島後に着船した際の事情聴取の一部である。

Aによれば、朝鮮人たちは「国主」の指示によって鬱陵島へ渡航したことが分かる。Cもまた「殿」に運上を上げる約束の上で

渡航していることが明らかであるから、「殿」の指示にしたがうての渡航である。Bで、鬱陵島渡航は「自分之持」であつて「公儀より之差図」ではないと述べるのは、「自分之持」ではない「公儀」の指示による鬱陵島渡航の存在を逆説的に示している。

これら「国主」「殿」「公儀」とは、いったい誰を指すだろうか。鬱陵島は十五世紀以来、国家として渡航禁止の島とされてきたのだから、朝鮮国王であるはずがない。一方で、「公儀」などと呼ばれる以上は、何らかの公的権力であることは間違いない。さて、少し時期的には離れるが、次のような史料がある。

## 〔史料四〕

原春道觀察使金載瓚状啓、蔚山海尺等十四名、潜入鬱陵島、採取魚鱈香竹、被捉於三陟浦口、本島防禁至嚴、而蔚民每持兵營之採鯨公文、年年犯禁、該兵使府使、宜勸罪、備辺司覆奏、請慶尚左道兵馬節度使姜五成、蔚山府使沈公芸、先罷後拿、允之、

〔正祖実録〕正祖二十一年(一七八七)七月庚寅)

右の記事は、十八世紀末、蔚山の漁民等十四名が鬱陵島に密航し、魚や鱈、香竹などを収獲し、帰港したところを三陟で捕縛されたというものである。ところで、くだんの蔚山漁民等は、「兵營之採鯨公文」を所持し、年々そうした密航・密漁を繰り返して

いたという。「兵營之採鯨公文」とは、おそらく蔚山の兵營が発行した鯨漁の許可証のことだろう。兵營は当該地域民衆からすれば明らかな公権力である。公権力の発行した許可証を手にするれば、鬱陵島の利権が守られると考えても不思議ではない。しかし一方で国家としては鬱陵島は依然として渡航禁止の島である。蔚山兵營のなした渡航許可証発行なる行為は、国法からの逸脱である。所轄責任を問われた蔚山府使沈公芸は罷免ののち処分されている。

「史料三A-C」にいう「国主」「殿」「公儀」とは、こうした地域権力のことを指すだろう。安龍福はそうした地域権力との繋がりを得て鬱陵島に渡航した。

### 三

安龍福が「独島を護った英雄」とされる唯一にして絶対の根拠は、先にも挙げた元禄九年九月ころに朝鮮官憲の事情聴取に際して述べた以下のような供述である。

鬱陵島へ渡航したところ日本船が多数来泊していたので、「鬱陵島はもともと朝鮮領なのに、どうして日本人が越境してこの地を侵すのか」と一喝した。日本人が「われわれはもともと松島に住んでおり、たまたま漁のために出てきたまでだ」と弁明したので、「松島もまたわが国の土地だ」と述べ、逃げる日本人を追跡

して隠岐島に到った、と。

この供述を、二での検討を踏まえた上で読み直したならば、安龍福の脳裏に国土を守ろうとする意思の見えないことは明らかである。そこにあるのは自らの利権確保の意思だけだからである。

安龍福の処分をめぐる朝鮮政府中央の議論のなかにも、安龍福が国土を守ったなどという見解はひとつも出てこない。死刑に処すべきか、減刑して遠流に処すかの議論で混乱が見えるものの、減刑理由は国土を守ったことには置かれていない。そもそも減刑されたとはいえ遠流に処されたのであり、無罪放免になつたわけでもないのだから、これで英雄扱いされたなどとはとても言えない。

安龍福を国土を守った英雄として扱ったのは、李漢「鬱陵島」が最初である。しかもそれは「鬱陵島を守った英雄」である。

#### 「史料五」

愚按、安龍福直是英雄儔匹、以一卒之賤出萬死之計、為国家抗強敵折奸萌、息累世之爭復一州之土、

李漢は安龍福の英雄たる所以を、身分の低い一兵卒ながら国家のために奮闘し、ついに「復一州之土」したところに求めている。「復一州之土」とは、今後における鬱陵島への日本人渡航を阻止し、それまで日本人によって踏み荒らされてきた鬱陵島を再び国

家の一地域として回復したという意味である。『春官志』と『東国文献備考』はともに「至今不復指鬱陵為日本地、皆龍福功也」とするから、やはり安龍福は鬱陵島を守った英雄である。『和国志』の場合は「馬倭之尚不專恣者、畏我國之復有安龍福也」と述べるから、鬱陵島よりは対馬藩との関係性に重点を置きながら安龍福を評価するという違いがあるが、少なくとも安龍福は「独島を護った英雄」としては考えられていない。

朝鮮王朝期の史書類に引き続く時期の著述を追いかけてみても事情は同じである。一怒「独立は同胞の一体負責」(『独立新聞』一九二二年八月一日付)は、「…安龍福は一個の通訳として倭国へ赴き、鬱陵島を還元したのである」と述べる。また李允宰「怪傑安龍福」(『東光』創刊号・二号、一九二六年)や金庠基「安龍福と鬱陵島」(『東亜日報』一九三四年十二月十六日付)もまた、安龍福を鬱陵島を守った英雄として扱うに留まる。

一九四七年七月二三日付『東亜日報』は、「鬱陵島近海『独島』問題再燃」とする見出しとともに、「鬱陵島東南四十九マイル地点にある二つの無人島である独島」について、「最近になって日本島根県境に住む日本人が、同島を個人所有のものとして朝鮮人の漁業を禁止しており、(中略)鬱陵島民たちは慶尚北道を介して軍政当局に陳情してきた」とする記事を掲載する。記事は独島について、「解放となった今日においては、地理的にも歴史的にも当然にわが版図内に属する」と述べ、「当然われらのもの／申

国史館長談」とする談話を併載する。中国史館長とは申夷鎬のことである。申夷鎬は、一九四五年九月、朝鮮史編修会を改組した国史館の館長に任命されているからである。

申夷鎬の執筆した「独島所屬について」(「申夷鎬一九四八」)は、独島領有問題に関わる専論のうち戦後のきわめて早い時期に書かれた論稿として、近年さかんにとりあげられている。論稿は、「昨年夏、独島に関する所屬問題が新聞紙上に現れたことは世人の周知するところである。」とする文章で書き起こされ、「筆者は、昨年八月十六日から約二週間、民政長官安在鴻先生の命を受けて、外務処日本課長秋仁奉氏・文教部編修士李鳳秀氏・水産局技術士韓基俊氏とともに独島の实地踏査を行った」ことを踏まえ、「独島が本来わが国に属する島であることを論証しようとする。この論稿中に登場する安龍福は次の一ヶ所のみであり、ここで安龍福は「独島を護った英雄」ではない。

#### 〔史料六〕

肅宗十九年(西紀一六九三・日本元禄六年)に、わが国慶尚道東萊漁民安龍福一行と日本伯耆州漁民が鬱陵島で出会い、衝突を起こしたために、わが国と日本とのあいだで鬱陵島所屬問題が起こり、日本は、わが国竹島に朝鮮漁民の往来を禁止するよう求め、わが国では、日本という竹島はわが国の鬱陵島と同一だから日本漁民の往来禁止を求める主張をし、多年にわたる両

【表1】 中学校国史教科書

|       |                  |         |         |                              | 安龍福関連の記述 |
|-------|------------------|---------|---------|------------------------------|----------|
| 1947年 | 中等国史             | 崔南善     | 東明社     | 無                            |          |
| 56    | (中等社会生活科) わが国の歴史 | 韓祐勛     | 尚文院     | 無                            |          |
| 56    | わが国の歴史           | 趙啓績     | 白映社     | 無                            |          |
| 56    | * 中学校用社会生活科国史    | 申爽篇     | 東国文化社   | 無                            |          |
| 57    | * 中学校用社会生活科国史    | 申爽篇     | 東国文化社   | 無                            |          |
| 57    | * わが国の歴史         | 趙啓績     | 白映社     | 無                            |          |
| 60    | 中等国史             | 歴史教育研究会 | 正音社     | 無                            |          |
| 61    | 中等国史             | 歴史教育研究会 | 正音社     | 無                            |          |
| 62    | * 中等国史           | 崔南善     | 民衆書館    | 無                            |          |
| 63    | 中等国史             | 歴史教育研究会 | 正音社     | 無                            |          |
| 67    | * 中学校社会2 (歴史分野)  | 歴史教育研究会 | 正音社     | 無                            |          |
| 68    | 中学校社会2 (歴史分野)    | 歴史教育研究会 | 正音社     | 無                            |          |
| 75    | 中学校国史            |         | 文教部     | 無初版。近代史部分に「独島」の記事あり。         |          |
| 79    | 中学校国史            |         | 文教部     | 有(1) 初版                      |          |
| 80    | 中学校国史            |         | 文教部     | 有(1)                         |          |
| 82    | 中学校国史(下)         |         | 文教部     | 有(2) ▲現物未確認。<br>83年の教科書から類推。 |          |
| 83    | 中学校国史(下)         |         | 文教部     | 有(2) △初版は82年。                |          |
| 84    | 中学校国史(下)         |         | 文教部     | 有(2) △初版は82年。                |          |
| 88    | 中学校国史(下)         |         | 文教部     | 有(2) △初版は82年。                |          |
| 88    | 中学校国史・教師用指導書     |         | 文教部     | 有(3) △初版は82年                 |          |
| 90    | 中学校国史(下)         |         | 文教部     | 有(4) ▲現物未確認。<br>91年の教科書から類推。 |          |
| 91    | 中学校国史(下)         |         | 文教部     | 有(4) △初版は90年。                |          |
| 97    | 中学校国史(下)         |         | 文教部     | 有(5) ▲現物未確認。<br>99年の教科書から類推。 |          |
| 99    | 中学校国史(下)         |         | 文教部     | 有(5) △初版は97年。                |          |
| 02    | 中学校国史            |         | 教育人的資源部 | 有(6) ▲現物未確認。<br>04年の教科書から類推。 |          |
| 04    | 中学校国史            |         | 教育人的資源部 | 有(6) △初版は02年。                |          |

## 注

- (1) 「Ⅷ日帝の侵略とねばり強い独立闘争／1 韓末の主権守護運動／独島強奪と間島問題」…肅宗のとき鬱陵島に出かけた安龍福は、不法侵犯した日本漁民を見つけて追い出し、日本まで行ってわが領土であることを再確認した。
- (2) 「Ⅲ日帝の侵略と独立闘争／1 韓末の主権守護運動／独島と間島」…肅宗のとき鬱陵島に出かけた安龍福は、不法侵犯した日本漁民を見つけて追い出したのち、日本まで行ってわが領土であることを再確認したこともあった。
- (3) (2) に対応した教師用指導書。「第3部授業編／2 単元別授業計画／Ⅱ近代化の試練と自主運動」  
何人かの重要人物が個別に説明されるなかに「安龍福」がある。  
安龍福 近代の民間外交家。東萊の水軍として日本人から鬱陵島が朝鮮領土であることを確認する証書を得て帰ったが、国際問題を引き起こしたとの理由から流罪に処せられた。
- (4) 「Ⅱ近代社会の成長／主権被奪と義兵闘争」…肅宗のとき鬱陵島に出かけた東萊の漁民安龍福は、不法侵犯した日本漁民を放逐し、日本まで行ってわが領土であることを確認させたこともあった。
- (5) 「Ⅴ近代国家運動／4 義兵闘争／独島と間島」  
日本はわが国を侵略し独島を強奪する一方、間島地方を思いのままに清国に渡した。独島は鬱陵島に付属した島で、早くからわが国の領土として続いてきた。朝鮮初期には流民を防ぐために鬱陵島に住む人々を本土に移住させたため、一時的に政府の管理が行き届かなくなったが、わが国の漁民たちが漁業をする拠点として引き続き活用してきた。朝鮮肅宗のときには東萊に住んでいた漁民安龍福がここに往来する日本漁民を放逐し、日本まで行き、独島がわが国の領土であることを確認させたこともあった。
- (6) 「Ⅷ主権守護運動の展開」  
〈独島問題〉というコラム) 独島は鬱陵島に付属した島で、早くからわが国の領土として続いてきた。朝鮮初期には流民を防ぐために鬱陵島民たちを本土に移住させたため、いつとき政府の管理が行き届かなくなったが、わが国の漁民たちが漁業をする拠点として引き続き活用してきた。とくに朝鮮肅宗のときには東萊に住んでいた漁民安龍福がここに往来する日本漁民を放逐し、日本まで行き、独島がわが国の領土であることを確認させたこともあった。

[表2] 高校国史教科書

| 安龍福関連の記述 |            |         |           |                              |
|----------|------------|---------|-----------|------------------------------|
| 1957年    | *高等国史      | 崔南善     | 思潮社       | 無                            |
| 65       | *国史        | 申奭鎬     | 東国文化社     | 無                            |
| 67       | 人文系高等学校国史  | 李弘植     | 東亜出版社     | 無                            |
| 68       | 人文系高等学校国史  | 申奭鎬     | 光明出版社     | 無/1905年のところに「独島」記述あり。        |
| 69       | 人文系高等学校国史  | 申奭鎬     | 光明出版社     | 無/1905年のところに「独島」記述あり。        |
| 69       | 人文系高等学校国史  | 李弘植     | 東亜出版社     | 無                            |
| 70       | 人文系高等学校国史  | 李弘植     | 東亜出版社     | 無                            |
| 70       | *人文系高等学校国史 | イ・サンオク他 | ムノ社       | 無                            |
| 70       | 人文系高等学校国史  | 申奭鎬     | 光明出版社     | 無/1905年のところに「独島」記述あり。        |
| 71       | 人文系高等学校国史  | 李弘植     | 東亜出版社     | 無                            |
| 71       | 人文系高等学校国史  | 申奭鎬     | 光明出版社     | 無/1905年のところに「独島」記述あり。        |
| 72       | 人文系高等学校国史  | 李弘植     | 東亜出版社     | 無                            |
| 72       | 人文系高等学校国史  | 申奭鎬     | 光明出版社     | 無/1905年のところに「独島」記述あり。        |
| 73       | 人文系高等学校国史  | 李弘植     | 東亜出版社     | 無                            |
| 73       | *人文系高等学校国史 | イ・ビヨンド  | 一潮閣       | 無                            |
| 76       | *人文系高等学校国史 |         | 文教部       | 無                            |
| 79       | *人文系高等学校国史 |         | 文教部       | 無                            |
| 80       | *人文系高等学校国史 |         | 文教部       | 無                            |
| 82       | 高等学校国史(下)  | 国史編纂委員会 | 有(1)      | ▲現物は未確認。<br>86年の教科書から類推。     |
| 86       | 高等学校国史(下)  | 国史編纂委員会 | 有(1)      | △初版は82年                      |
| 90       | 高等学校国史(下)  | 国史編纂委員会 | 文教部       | 有(2)▲現物は未確認。<br>91年の教科書から類推。 |
| 91       | 高等学校国史(下)  | 国史編纂委員会 | 文教部       | 有(2)△初版は90年                  |
| 94       | 高等学校国史(下)  | 国史編纂委員会 | 文教部       | 有(2)△初版は90年                  |
| 95       | 高等学校国史(下)  | 国史編纂委員会 | 文教部       | 有(2)△初版は90年                  |
| 96       | 高等学校国史(下)  | 国史編纂委員会 | 文教部       | 有(2)と同じ。初版。                  |
| 98       | 高等学校国史(下)  | 国史編纂委員会 | 文教部       | 有(2)と同じ。初版は96年               |
| 99       | 高等学校国史(下)  | 国史編纂委員会 | 文教部       | 有(2)と同じ。初版は96年               |
| 2001     | 高等学校国史(下)  | 国史編纂委員会 | 文教部       | 有(2)と同じ。初版は96年               |
| 02       | 高等学校国史     | 国史編纂委員会 | 教育人的資源部   | 有(3)▲現物は未確認。<br>04年の教科書から類推。 |
| 03       | 高等学校韓国近現代史 | チュ・ジノ他  | 中央教育振興研究所 | 有(4)▲現物は未確認。<br>04年の教科書から類推。 |
| 03       | 高等学校韓国近現代史 | 金ハンジョン他 | 金星出版社     | 有(5)▲現物は未確認。<br>04年の教科書から類推。 |
| 04       | 高等学校韓国近現代史 | ハン・チョロ他 | 大韓教科書     | 無※▲現物は未確認。<br>04年の教科書から類推。   |
| 04       | 高等学校国史     | 国史編纂委員会 | 教育人的資源部   | 有(3)△初版は02年。                 |
| 04       | 高等学校韓国近現代史 | チュ・ジノ他  | 中央教育振興研究所 | 有(4)△初版は03年。                 |
| 04       | 高等学校韓国近現代史 | 金ハンジョン他 | 金星出版社     | 有(5)△初版は03年。                 |
| 04       | 高等学校韓国近現代史 | ハン・チョロ他 | 大韓教科書     | 無※ △初版は03年。                  |
| 04       | 高等学校韓国近現代史 | 金ジョンズ他  | 宝光文化社     | 無※ 初版                        |

\*印…「文教部検定畢」

国の外交上の争いとなったが、結局日本が折れて、肅宗二十三年（西紀一六九七 日本元禄十年）二月に江戸幕府から竹島すなわち鬱陵島を朝鮮領土と承認し、日本漁民の往来を厳禁したことが、わが国の史料である肅宗実録、同文彙考、通文館志と、日本側史料である朝鮮通交大紀、本邦朝鮮往復書、通航一覧などに明記されており（以下略）〔申夷鎬一九四八、九四頁〕

申夷鎬は、一九五〇年代半ば～七〇年代初めにおける中学校・高校国史教科書の執筆者としても知られるが、それらには「独島を護った英雄」どころか安龍福の名前すら出てこない（表1・2）。教科書に「独島を護った安龍福」が登場するのは、中学校教科書の場合は一九七九年から、高校の場合は一九八二年からのことである。また申夷鎬による論稿で「独島を護った安龍福」が登場するのは、一九六〇年に発表された「独島の来歴」〔申夷鎬一九六〇〕が最初である。<sup>15</sup>「独島を護った英雄」としての安龍福像が登場し、普及するのは、さほど古くからのことではない。

## 【注】

(1) 日本でいう竹島のこと。以下、原則としてこの島を竹島／独島と表記するが、韓国側文献の引用等に際しては独島と記載する場合がある。また、江戸時代の日本では、鬱陵島のことを竹島と呼び、現在の竹島／独島を松島と呼んだ。したがって、本稿では、江戸時代の竹島については竹島（鬱陵島）と表記して区別する。

安龍福英雄伝説の形成・ノート（池内）

## 注

- (1) 「Ⅱ近代社会の成長／2近代国家の成立と試練／(3)日帝の国権侵奪と民族の抵抗／間島と独島」  
〈まず間島地方について述べたのち〉一方で、東海の独島は鬱陵島の属島であり、三国時代以来わが国の領土であった。肅宗時代、東萊の漁民安龍福が、鬱陵島に不法侵入してきた日本人を追い出して、日本へ行き、鬱陵島と独島がわが国の領土であると確認させたこともあった。…
- (2) 「Ⅰ近代社会の胎動／2政治体制の変化／(5)朝鮮後期の対外関係／日本との関係」  
〈まず朝鮮通信使について述べたのち〉一方、東海の鬱陵島と独島は三国時代以来わが国の領土であった。しかし日本漁民たちは度々ここを侵したので、肅宗のときに東萊の漁民である安龍福が日本漁民たちを鬱陵島から追い出し、日本まで行き、鬱陵島が朝鮮領であることを確認させもした。そののち政府では鬱陵島開拓のために住民移住を奨励し、鬱陵島を郡に昇格させ、独島をも管轄させるようにした。
- (3) 「Ⅲ統治構造と政治活動／4政治構造の変動／5対外関係の変化／日本との関係」  
〈まず朝鮮通信使について述べたのち〉一方、鬱陵島と独島は三国時代以来わが国の領土であったが、日本漁民たちが度々ここを侵し、衝突の起きることがあった。肅宗のときに安龍福は鬱陵島に出没する日本漁民たちを追い払い、日本まで行き、鬱陵島と独島が朝鮮領であることの確認を受けて戻った。その後も日本漁民たちの侵犯は続いたので、19世紀末に朝鮮政府では積極的に鬱陵島経営に乗り出し、住民の移住を奨励し、鬱陵島に郡を設置して官吏を派遣し、独島をも管轄させるようにした。
- (4) 「3救国民族運動の展開」  
〈間島と独島をとりあげたコラム〉一方、独島は鬱陵島の付属島嶼であって、三国時代から変わることのないわが国の領土であった。朝鮮肅宗時代に日本漁民が密かに侵入して生活するなど領有権問題が生じるや、東萊の漁民安龍福は鬱陵島に不法侵入してきた日本漁民たちを追い出し、日本まで行き、鬱陵島と独島がわが領土であることを確認させた。…
- (5) 「3救国民族運動の展開」  
〈「独島はわが土地、その歴史的根拠」というコラム〉…17世紀末、朝鮮と日本の漁民のあいだで独島で紛争が生じるや、安龍福は二度にわたって日本へ行き、鬱陵島と独島が朝鮮領であることを確認した。その結果、日本の幕府は1699年には竹島（当時日本では鬱陵島をこのように呼んだ）と付属島嶼を朝鮮領と認定する文書を朝鮮朝廷に渡した。朝鮮の文献だけでなく、日本の様々な古地図にも独島を朝鮮領と表示している。

※独島関連記事はあり。

- (2) 隠岐・村上助九郎家文書。「池内敏二〇〇七」で全文翻刻を行い、解説を付した。
- (3) こうした理解が成り立たないことについては「池内敏二〇〇八」で論じた。
- (4) 下條正男の主張では、安龍福の所持していたのは「戸牌」ではなく「軍兵らが所持する腰牌」である。この点の錯誤については本文中で述べる。
- (5) 「宋炳基二〇〇六」における解説は、当該論文の付記によれば、ソウル大学校法科大学の朴秉豪名誉教授の協力によるものという。
- (6) 韓国国立中央図書館所蔵。年末詳だが、図中で倭館は草梁に位置するから、十七世紀後半以後の姿を示している。
- (7) 李泰鎮・李相泰編輯『朝鮮時代私撰邑誌』17(慶尚道(2)蔚山邑誌・東萊府誌)、韓国人文科学院、一九八九年
- (8) 「十二里」は恐らく「二十二里」の誤りである。
- (9) イ・ジュングは、一六八七年の『蔚山府戸籍大帳』の蔚山府青良面目島里十六統五戸に朴於屯の戸籍を見出し、これを翻刻紹介している。これによると、朴於屯は兵營所属の塩干(製塩担当者)で辛丑年生(一六六一年)である。元禄六年には三十三歳にあたるが、『竹島考』によれば事情聴取に際して四十二歳と答えたという。この年齢差について下條正男は、「年齢を偽って虚勢を張ったのだろう。虚言癖は安龍福のようで、その後もしばしば周囲を混乱に陥れている」と述べる。しかしながら、これも朝鮮語と日本語のあいだにおける翻訳過程で生じた言い間違い／聞き取り違いとして十分に説明がつく。わざわざ「虚勢」「虚言癖」といった特定の価値観を持ち込む必要はない。
- なお、朴於屯の号牌(戸牌)のうち「裏面」末尾にある字を、下條正男は「於血子」とでも読んだのか、「父は朴於血である」とする。本稿では「宋炳基二〇〇六」の解説にしたがって「塩干」と読んでおく。号牌(戸牌)には役名が記されることはあっても、父の名が記されることは無いからである。

- (10) したがって、蛇足ながら、ここにいう「一州」の「州」は「島」の意味ではない。
- (11) 記事では「さかい(境)」とするから現在の鳥取県境港市のことか。
- (12) 『申夷鎬全集』上(一九九六年、ソウル)所収の「年譜」による。
- (13) 同年八月二十六日、生物学班・動物学班・社会科学班など各部門に分かれた鬱陵島調査団が調査を終えた記事がある(『ソウル新聞』一九四七年八月二十七日付)。申夷鎬らの調査がこうした鬱陵島調査団ともになされたことは、『申夷鎬一九四八』末尾にある謝辞からも明らかである。
- (14) 表1・2の引用からも明らかのように、中学校教科書の場合、一九七九(九一年)には、安龍福の護った島が鬱陵島・独島いずれなのか必ずしも明確ではない。当該記述が「独島」関連項に配されることで、護った対象が「独島」と解せるまでである。独島を護ったことが明記されるのは、厳密には一九九七年の教科書からである。
- (15) 申夷鎬「独島の来歴」は以下のように述べる。
- ……ここで最も重要なのは、安龍福が鬱陵、子山両島監税官を自称し、鬱陵島と子山島をわが国の領土と主張したこと、および伯耆州太守がこれを承認したことである。子山島は先述したように子山島の誤記であって、独島に間違いない。したがって、独島は今から二百六十余年前である肅宗二十二年(一六九六)に、日本が既にわが国の領土として認めていたのだといえる。(『独島』、大韓公論社、より再引用、二八頁)

### 【参考文献】

- 池内敏「二〇〇六A」「大君外交と『武威』」、名古屋大学出版会
- 「二〇〇六B」「竹島/独島」固有の領土論の陥穽」、[RATIO] 2、講談社
- 「二〇〇七」「隠岐・村上家文書と安龍福事件」、「鳥取地域史研究」九
- 「二〇〇八」「安龍福と鳥取藩」、「鳥取地域史研究」十
- イ・ジュング「十七世紀末、号牌・戸籍が語る鬱陵島・独島の番人安龍福と朴

- 於屯『朝鮮史研究』十四、二〇〇五、朝鮮史研究会(韓国)
- 金東哲「二〇〇二」「十七〜十九世紀の釜山倭館周辺地域民の生活相」、『年報都市史研究』九、山川出版社
- 金炳烈・内藤正中「二〇〇六」『韓日専門家がみた独島』、タダミディア(ソウル)
- 黄相基「一九五七」「独島問題研究」、ソウル大学校に提出された碩士論文(口述試験は一九五四年十二月十二日)。
- 崔南善「鬱陵島と獨島」、『ソウル新聞』連載記事(一九五三年八月十日〜九月七日、全二十五回)
- 下條正男「二〇〇四」『竹島は日韓どちらのものか』、文春新書三七七
- 申奭鎬「一九四八」「独島所属について」『史海』創刊号、朝鮮史研究会(ソウル)
- 「一九六〇」「独島の来歴」『思想界』八月号(ソウル)、『独島』(大韓公論社、一九六五年)に再録。
- 申鏞慶「二〇〇六」『韓国の独島領有権研究』、景仁文化社(ソウル)
- 宋炳基「二〇〇六」『安龍福の活動と鬱陵島争界』、『歴史学報』一九二、歴史学会(ソウル)
- 田代和生「二〇〇二」『倭館』、文春新書二八一
- 内藤正中「二〇〇〇」『竹島(鬱陵島)をめぐる日朝関係史』、多賀出版
- 「二〇〇五」『隠岐の安龍福』、『北東アジア文化研究』二二
- 内藤正中・金炳烈「二〇〇七」『史的検証 竹島・独島』、岩波書店
- 李允宰「一九二六」『怪傑安龍福』、『東光』創刊号・二二号

**Abstract**

Note on a legend of An Yong-Bok

IKEUCHI Satoshi

An Yong-Bok in present-day Korea is the hero who protected Takeshima/Dok-do in the 17th century. But I think it's an Image made after 1960's.

The preceding study said that An Yong-Bok was a fisherman or a rower of a military ship. But from mentioning of the status certificate, and from his voyage process seen as related historical sources, it's proper to make it the merchant who repeated secret passage over Ullung-do Island, under the protection of a Korean local bureaucrat. He came into action to protect the interest of himself, he didn't stand up for country defense. It's only a thing after 1960's that started to be make An Yong-Bok the hero who protected Takeshima/Dok-do.